

随意契約（相手方指定）調書

件名	文書等交換便業務（町会用）委託	No. 5200462
工（納）期	平成29年3月31日	
契約締結日	平成28年7月29日	
契約金額	552,960円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	文書等交換便業務（町会用）委託
選定業者 （案）	名称：公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地：東京都荒川区東尾久四丁目32番7号 代表者：会長 長谷部 尅彦
特命理由	<p>本件は、本庁舎から各町会長宅等に配送する文書等の仕分け及び当該文書等を配送する業務を行うものである。</p> <p>また本件は、平成28年度4月1日から本件業務も含めた「文書交換便業務委託」として契約締結する予定であったが、先の入札において申込業者全社辞退による不調となり、4月1日以降、本件に空白期間が発生した場合、各町会長宅等に対する文書の配送・回収が滞ってしまうことから、主管課において、緊急で上記法人に委託した。しかし、急遽上記法人に委託することとなったため、当初4～5月は配送のみの契約とし、その後6～7月にかけて仕分け作業も含めた契約として、配送から仕分けまですべての業務を履行できるよう調整してきたという経緯がある。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none">① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることができるとの規定がある。② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供することになる。③ 上記法人は、平成28年4月から同年7月まで本件業務を受託し、その履行状況は良好であり、さらに配送から仕分けまで本件業務を十分に履行できる体制も確保している。 <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	